

新市

まちづくり

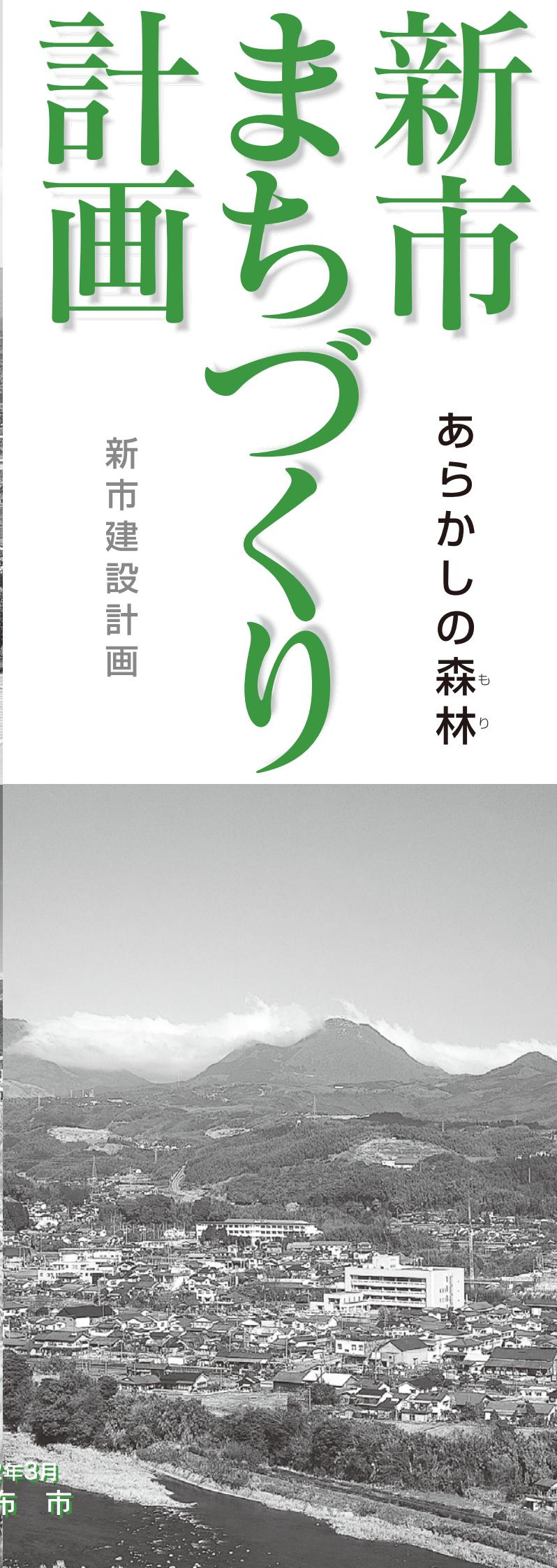
計画

新市建設計画

あらかしの森
もり

住んでいる人も訪れる人も

いのちの循環を大切にするまち



令和2年3月
由布市

第1章 計画策定の方針

1 合併の必要性

(1) 歴史的経緯

歴史的には、現在の挾間町、庄内町、湯布院町地域は、明治8年以降、合併や郡境の変更を繰り返し、昭和29年から昭和30年にかけて行われた合併により現在の3町が誕生し、今日に至っています。

3町は、地理的には同じ大分川の上中流域に属し、国道210号及びJR久大本線で結ばれています。

住民生活においては、通勤・通学・通院・買い物など共通の日常生活圏を有しており、古くから住民の交流が活発で一体感を共有してきました。

また、3町は行政レベルでも、消防・救急やゴミ・し尿処理の分野などで広域行政に取り組むなど、早くから緊密な協力関係を築いてきており、合併に向けて良好な条件を有しています。

(2) 社会的状況による合併の必要性

●生活圏拡大への対応

交通手段の発達で、通勤・通学・通院・買い物など、私たちの生活圏は3町の垣根を越えて広がっており、広域化、多様化した住民のニーズに対応した行政サービスを提供していくためには、時代に合わせた行政区域の見直しを行う必要が生じています。

●少子・高齢化への対応

現在、これまで経験したことのない少子・高齢化が進行しており、今後、租税負担者の減少と保健・医療・福祉に対する行政需要の増加が見込まれるため、より効率的な行政の構築が求められています。



● 厳しい財政状況への対応

国・地方を通じて財政の悪化は危機的な状況にあります。このようななかで、国では地方交付税制度や国庫補助負担金制度の見直し、税源移譲を含む税財源の配分の在り方などが議論されています。

地方財政を支えてきた地方交付税の見直しが進められるなかで、規模の小さい市町村は今後ますます厳しい財政運営を迫られることが必至の状況です。

このため、市町村合併を行うことによって行政の規模を拡大し効率化を図り行財政基盤を強化することが求められています。

● 地方分権時代への対応と行政能力の向上

今後、地方分権が一層推進されることが予想されており、住民に一番身近で住民の意見を最も反映しやすい基礎的自治体である市町村の役割はますます重要となっています。市町村は自己決定・自己責任のもと、地域の実情に即した行政サービスの質や内容を決定していくことが求められています。

このため、福祉事務所を設置して総合的な福祉行政を推進することをはじめ、各分野で質の高い行政サービスを提供していくため、効率的な行財政運営に努めるとともに、専門的な人材の確保や緊急課題に迅速かつ的確に対応できる体制づくりなど、基礎的自治体としての行政能力の強化が急務となっています。

(3) 3町の財政状況からの合併の必要性

挿間町は、人口が増加傾向にあるものの、歳入面では、収入の約3分の1を地方交付税収入に依存しています。歳出面では、経常収支比率、公債費比率ともに高く、財政の硬直化が進行しています。

過疎地域の指定を受けている庄内町は、歳入面では、自主財源比率が低く、収入の約4割を地方交付税に依存しています。歳出面では、経常収支比率が高く、財政の硬直化が進んでいます。

湯布院町は、歳入面では、自主財源比率が比較的高いものの、歳入の約2割を地方交付税に依存しています。歳出面では、経常収支比率、公債費比率ともに高く、財政の硬直化が進み、財政状況は近年、逼迫の度合いを強めています。

3町とも、国から交付される地方交付税、地方譲与税・交付金などに依存している財政状況は同様であり、国・地方を通じて財政が危機的な状況にあるなかで、3町の財政運営は今後さらに厳しさを増すことが予想されます。

このような状況のもと、3町は住民に最も身近な基礎的自治体として、将来にわたり行政サービスを安定的に供給し、さらに多様化・高度化する住民ニーズに応えていくためには、3町が合併し、行財政の効率化を進め、行財政基盤の強化を図ることが必要です。



2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、挾間町、庄内町、湯布院町の合併後の新市を建設していくにあたり、その基本方針を定め、これに基づいたまちづくりを進めていくことにより、合併後の新市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

本計画は、新市を建設していくための基本方針、これを実現するための主要施策、公共施設の適正配置と整備及び財政計画を中心に構成しています。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から令和7年度までの20か年間とします。

(3) 地域区分

本計画が市町村合併を契機とする計画であることに鑑み、計画を策定するうえでの地域区分については、挾間地域、庄内地域、湯布院地域の3つの旧町単位としています。

(4) その他

計画の策定にあたっては、長期的、かつ幅広い視野に立つものとします。

新市の財政については、地方税などの自主財源、並びに、地方交付税、地方譲与税・交付金、国・県支出金、地方債などの依存財源を、過去の実績や今後の見通しによって見積り、健全に財政運営を行うことを基本とします。



第2章 新市の概況

(1) 位置と地勢

新市は、大分県のほぼ中央に位置し、北は宇佐郡と別府市、東は大分市、西は玖珠郡、南は直入郡にそれぞれ接しています。

新市の総面積の約319.16平方キロメートルのうち約70%が林野で占められ、久住、由布、鶴見火山群を水源とする一級河川大分川の源流を有しています。

新市の北部から南西部にかけては、由布岳や黒岳など1,000m級の山々が連なり、東西に流れる大分川の流域を中心に町並みが形成されています。

大分川の豊富な水量は、新市はもとより、下流域の大分市においても幅広く利用され、多くの人々の生活を支えています。

また、新市の中央部を国道210号、JR久大本線が東西に通っており、人々の往来を通じて共通の風土、文化を形成してきました。



(2) 人口・世帯数

平成12年（西暦2000年）の国勢調査による3町の総人口は35,248人で、昭和55年（西暦1980年）の国勢調査人口34,708人に比べ1.6%の微増となっています。

世帯数は、平成12年が12,069世帯で、昭和55年の9,510世帯に比べ、26.9%の伸びを示しています。1世帯当たりの人口は、昭和55年は3.65人でしたが平成12年は2.92人となっており、核家族化の進行がうかがえます。

年齢別人口は、平成12年は年少人口が13.6%、生産年齢人口が62.1%、老人人口が24.3%となっており、昭和55年の、年少人口21.0%、生産年齢人口66.3%、老人人口12.7%に比べ、年少人口の減少、老人人口の増加傾向がうかがえます。

就業者数は、平成12年は、第1次産業就業者が13.6%、第2次産業就業者が19.5%、第3次産業就業者が66.5%となっており、昭和55年の、第1次産業就業者27.9%、第2次産業就業者19.6%、第3次産業就業者52.5%に比べ、第1次産業就業者の減少、第3次産業就業者の増加傾向がうかがえます。

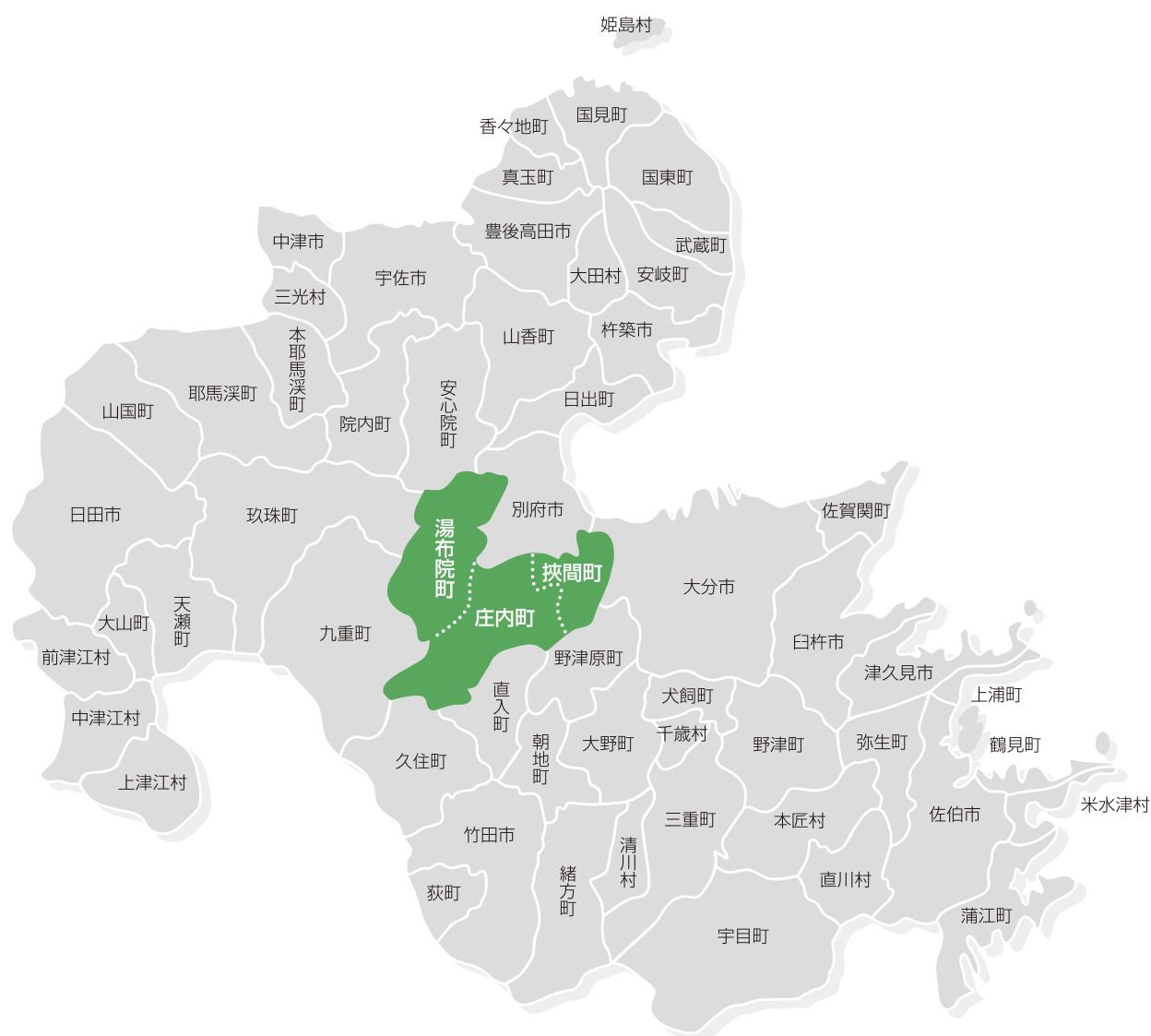


表1 世帯数・人口の推移

(単位：世帯、人、%)

区分	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	
一般世帯数	9,510	10,432	10,499	11,257	12,069	12,533	12,806	13,220	
1世帯人員	3.65	3.45	3.34	3.09	2.92	2.82	2.71	2.45	
総人口	34,708	35,945	35,119	34,773	35,248	35,386	34,702	34,262	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
年齢別人口	年少人口	7,305	7,138	6,212	5,151	4,802	4,667	4,504	4,288
	0-14歳	21.0%	19.9%	17.7%	14.8%	13.6%	13.2%	13.0%	12.5%
	生産年齢人口	22,996	23,693	22,848	22,225	21,889	21,284	20,132	18,907
	15-64歳	66.3%	65.9%	65.1%	63.9%	62.1%	60.1%	58.0%	55.2%
	老年人口	4,407	5,114	6,059	7,397	8,557	9,453	10,066	11,009
	65歳-	12.7%	14.2%	17.2%	21.3%	24.3%	26.7%	29.0%	32.3%

(平成27年国勢調査より)

表2 産業別就業者数の推移

(単位：人、%)

区分	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
就業者数	17,056	17,550	17,369	17,617	17,634	17,771	16,405	16,339
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1次産業	4,756	4,562	3,280	2,857	2,408	2,201	1,513	1,427
	27.9%	26.0%	18.9%	16.2%	13.6%	12.4%	9.2%	8.7%
第2次産業	3,340	3,145	3,569	3,806	3,431	2,892	2,617	2,300
	19.6%	17.9%	20.5%	21.6%	19.5%	16.3%	16.0%	14.1%
第3次産業	8,952	9,814	10,320	10,942	11,722	12,658	12,192	12,045
	52.5%	55.9%	59.4%	62.1%	66.5%	71.2%	74.3%	73.7%
分類不能	8	29	200	12	73	20	83	567
	0.0%	0.2%	1.2%	0.1%	0.4%	0.1%	0.5%	3.5%

(平成27年国勢調査より)

第3章 人口の見通し

(1) 人口・世帯数

新市の人口は、平成12年の国勢調査では、35,248人でしたが、挟間地域では微増が予想されるものの、庄内地域及び湯布院地域の人口減少により、令和7年には約32,673人程度になるものと予想されます。

世帯数は、平成12年には12,069世帯であったものが、核家族化が進み、令和7年には12,015世帯程度になるものと予想されます。

1世帯当たりの人口は、平成12年は2.92人であったものが、令和7年にはさらに減少し2.05人程度になるものと予想されます。

(2) 年齢別人口

人口の伸びが見込めないなかで、年少人口(0～14歳)も減少し、平成12年には4,802人であったものが、令和7年には4,003人程度になるものと予想されます。

生産年齢人口(15～64歳)についても、若干減少し、平成12年には21,889人であったものが、令和7年には17,066人程度になるものと予想されます。

老人人口(65歳～)については、全国的な傾向と同様に増加が見込まれ、平成12年には8,557人であったものが、令和7年には11,604人程度になるものと予想されます。



表3 人口の見通し

(単位：世帯、人、%)

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	令和7年 (2025年)
一般世帯数	11,257	12,069	12,533	12,806	12,844	12,664	12,015
1世帯人員	3.09	2.92	2.82	2.71	2.63	2.58	2.05
総人口	34,773	35,248	35,386	34,702	33,839	32,873	32,673
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
年齢別人口	年少人口	5,151	4,802	4,667	4,504	4,308	4,238
	0-14歳	14.8%	13.6%	13.2%	13.0%	12.7%	12.9%
	生産年齢人口	22,225	21,889	21,284	20,132	18,660	17,453
	15-64歳	63.9%	62.1%	60.1%	58.0%	55.2%	53.1%
	老年人口	7,397	8,557	9,453	10,066	10,871	11,182
	65歳-	21.3%	24.3%	26.7%	29.0%	32.1%	34.0%
							35.5%

(「人口」は国勢調査値をもとにコーホート法により推計、また「一般世帯数」は将来推計人口に「日本の世帯数の将来推計」(国立社会保障・人口問題研究所編)の「世帯主率」を乗じて算出)



第4章 新市建設の基本方針

1 新市のまちづくり「あらかしの森林（もり）構想」の基本理念

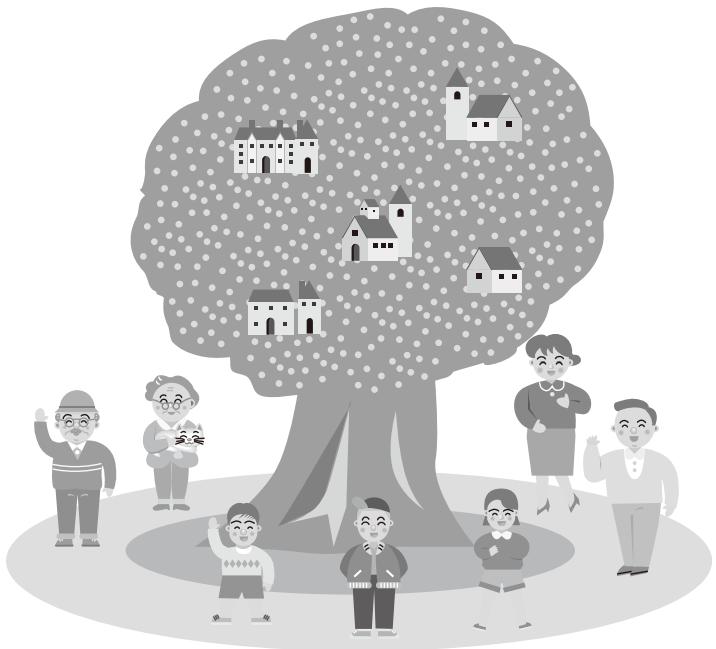
(1) 新市まちづくりのイメージ

『住んでいる人も訪れる人も いのちの循環を大切にするまち』

東九州にあって大分県のほぼ中央に位置する新市は、大分川の源流を擁し、由布岳や黒岳をはじめ緑の山々に囲まれて豊かな自然環境を有しています。

“あらかし”の木は大分川周辺や由布川峡谷、緑の山々に分布しているブナ科のコナラ属の常緑樹です。“あらかし”の木は粘り強く堅い木で、日本建築の組み木の止め栓として広く活用されていますが、この“あらかし”が森となるには200年、300年の年月を要します。

新市のまちづくり構想を、この“あらかし”的木の生態と木の特質をまちづくりに例えて、地域で育まれた3町の風土、文化を大切に継承しつつ、粘り強く手堅く3町を結びつけ、快適空間都市、快適空間保養地、日本の桃源郷づくりをめざす100年構想として「あらかしの森林（もり）構想」と称します。



(2) 「あらかしの森林（もり）構想」の基本理念

- 「森林（もり）」は、私たちが生きていく源です。それは水であり、空気であり、動物であり、植物であり、みんなで助け合い守り育てる循環と共生の象徴です。
- 新市は、大分県内の大切な森林（もり）の一つとして大きな木となり、さらに森林に成長し、住民はもとより訪れる人にも潤いや安らぎを提供するまちづくりをめざします。
- 新市では、豊かな緑の山々に囲まれた竹林や棚田を古くから畠々と管理し、保全してきました。その竹林や棚田によって育まれた、風土や伝統文化や人と人の繋がりを大切にする心と、地域の連携と協働の精神を、次世代に継承していきます。
- 新市は、大きな都市になることよりも、3万5千人の住民の暮らしが豊かであることを大切にします。そうすれば、この町を愛し訪れる人も楽しいはずです。

2 新市まちづくりの基本方針

(1) 育みプロジェクト（教育・文化の充実）

少子化や地域の過疎化、あるいは都市化が進み家庭や地域の教育力が低下するなかで、次世代を担う児童・生徒の成長にあたり、情報化や国際化などの社会の変化に対応できる基礎的な知識・技能の習得を図るとともに、新しい時代に対応できるたくましさや心の豊かさなどを身につけることが重要となっています。このため、子どもたちの潜在能力が十分に伸ばされ、子どもたちが個性豊かに育まれるよう、教育環境の整備に努めます。

また、社会経済環境が大きく変化し、人々の価値観が多様化しているなかで、生涯を通じての生きがいや自己実現などのために、住民の学習活動への意欲や関心が高まっています。このため、住民が、年齢や個性、学習意欲に応じて、自らの意思で自由に学べるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

さらに、地域に根ざした芸能、文化活動を支援し、地域の伝統文化を保存し後世に継承するとともに、新たな地域文化の創造を図ります。

(2) 環境プロジェクト（自然環境の保全と活用）

新市が有する豊かで美しい自然環境は、住民が快適な生活を送るうえでの基盤であるとともに、まちづくりを進めるうえでの貴重な地域資源です。

この優れた自然環境を大切に保全し後の世代に継承していくためには、住民、事業者、行政が連携して、環境対策を総合的に推進していくことが必要です。

新市の中央を流れる大分川の水質を保全するとともに、衛生的で快適な生活環境を整備するため、生活排水の適正処理、ゴミの減量化を推進します。

3町行政自らが、環境に配慮した取組を率先して進めるため導入した環境マネジメントシステムを新市においても引き続き推進します。また、民間事業者や住民の環境保全意識の高揚を図ります。

さらに、自然環境の積極的な保全と活用を図るため、自然環境に配慮しながら河川環境の整備及び森林の整備を推進します。

(3) 安らぎプロジェクト（保健・福祉の充実）

高齢化、少子化が社会全体で進行しており、これらに対応した社会システムの構築が求められています。このため、住民が心身共に健康に暮らせるよう支援するとともに、医療機関や保健福祉施設などと連携を図りながら、母子保健、老人保健、精神保健、健康増進対策、疾病別・感染症対策の充実に努めます。

また、新市の各地域には温泉が湧出しており、特に湯布院地域は全国有数の温泉地として、温泉を活用した健康と保養のまちづくりを推進してきました。これをさらに前進させるため、住民が元気に健康で過ごせるよう温泉を活用した健康づくりを推進します。

進行する高齢化に対応するため、高齢者が地域で安心して暮らせるよう高齢者福祉施策をきめ細かに実施します。また、障害者（児）福祉、児童福祉、母子・寡婦・父子などひとり親家庭の福祉、低所得者の援護などの充実に努め、住民が安心して生活できる総合的な保健・福祉対策を推進します。



(4) 癒しプロジェクト（観光・交流の促進）

近年、生活圏の拡大や価値観やライフスタイルの多様化が進むにつれて、地域内、国内、さらには広く外国との交流も活発になっており、地域の力を高め地域の文化を発信する有力な手段として、観光の果たす役割が注目されています。

新市には豊かな自然や豊富な温泉、自然景観と調和した生活空間、文化財など多くの観光資源に恵まれています。このため、地域の未来を切り開く有力な手段の一つとして観光を位置づけて、訪れる人にとって魅力的であり、住民にとっても快適で誇りを持つことができる観光地づくりを推進します。

また、それぞれの観光資源の個性や特徴を尊重しつつ、これらを地域の産業と結びつけ滞在型・循環型観光を推進します。

さらに、新市の活性化を図るために、人、物の両面において他地域との連携や交流を幅広く行うことが重要であるため、文化イベントを通しての交流や都市と農村との交流などを進めます。

(5) 暮らしプロジェクト（生活基盤の整備）

新市には、豊かな自然に包まれた快適な生活環境、地域に息づく優れた伝統芸能や生活文化などがあります。こうした地域の財産を生かし、「あらかしの森林（もり）構想」の基本理念を尊重し、時代の要請に対応できる魅力あふれるまちづくりを推進することが重要です。このため、子どもから高齢者まで、住民だけでなく訪れる人を含め、誰もが快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

住民の快適な暮らしを実現するため、生活の基礎となる良好な住環境の整備を図るとともに、幹線道路、生活道路などの整備を推進します。

また、交通安全対策の推進、地域情報システムづくり、消防・防災体制の充実などを推進します。これらの施策を総合的に推進することによって、ゆとりと潤いのある生活環境の整備を図ります。

(6) 実りプロジェクト（産業の振興）

新市では、豊かな水や地域ごとの気候特性を生かして、多種多様な農林水産物が生産されています。また農林業を土台として、商工業や観光業が盛んであり、地域の豊かな生活文化を支えています。

新市の東部にある挿間地域は、水稻及びいちご、なすなどの施設園芸を中心とした野菜栽培が行われ、都市近郊型農業となっています。商業は、国道210号及び県道大分挿間線沿道を中心に活発に展開されています。工業は従来からの家内工業的な製造業及び建設業に加え、新たな企業立地もあって活発な生産活動が行われています。

中央に位置する庄内地域の基幹産業は農林業であり、水稻に加え畜産、果樹、林産物の産地として発展してきました。近年はいちご、にらなどの施設園芸の普及による生産性の向上、経営規模の拡大が行われています。工業は地域雇用型の企業を中心に立地が進んでいます。商業は近年では国道210号沿いに新たな立地が行われています。

北西部の湯布院地域は、観光と農業を中心であり、豊かな自然や温泉に恵まれた生活型観光地としてのイメージが定着し、全国から多くの観光客が訪れ、由布院温泉、湯平温泉、塚原温泉の三つの温泉地を中心に旅館業及び商業が営まれています。農業は水稻と畜産が中心で野菜栽培にも取り組まれています。

新市では、それぞれの地域が培ってきた地域の個性や魅力を大切にしつつ、地域の特性に応じた産業の振興を図っていくことが求められています。

農林業については、意欲ある担い手の確保や女性・高齢者などの能力活用を基本にしながら、挿間地域においては都市近郊型農業の発展、庄内及び湯布院地域においては豊かな草資源を生かした畜産の振興を図るとともに、地産地消やスローフードなど消費者の新たなライフスタイルの動向に対応した農林産物の生産販売の促進、あるいは地元の観光・旅館業と結んだ生産流通の確立など、地域の基幹産業として新たな展開を図ります。森林や農地は、

環境保全や防災をはじめとする様々な公益的機能を果たしていることからも、農林業を維持、発展させることが重要です。

商業については、生活圏の拡大によって周辺の都市部に購買力が流出する傾向があるため、個性ある商店街及び商店づくりを支援し、地域の魅力ある商業空間づくりをめざします。

工業については、雇用機会の創出及び定住の促進を図るため、地場企業を引き続き支援するとともに、企業の誘致を進めます。

観光業については、特に湯布院地域は、全国的に有名な保養温泉地となっていますが、今後も湯布院らしさに磨きをかける歩みを続けていくことが重要であり、地域の主体性を尊重しつつ必要な支援を行います。

また、挾間や庄内地域においても、豊かな自然環境と美しい景観、温泉、伝統芸能、文化財、スポーツ・レクリエーション施設などがあることから、これらの地域資源を生かし、観光施設の整備や観光PRを行いながら、観光の振興を図ります。

(7) 誇りプロジェクト（住民参加・協働の促進）

新市は、大分川の流域にあって共通の生活圏を形成していますが、新市各地域の特色と魅力が、新市の一体感の醸成によりさらに輝きを増すよう、住民参加による連携や交流を促進します。このため、地域の個性を尊重しつつ、新市の一体感を醸成するための交流イベントや仕組みづくりを進めます。

住民が主体的に役割を担い、まちづくりに参加していくことが、自己決定・自己責任の分権型社会を形成していく上で重要です。このため、住民参加の手段として旧町単位ごとに地域審議会を設置するとともに、住民と行政の役割分担を明確にして公共的な課題を解決していく、住民と行政の協働を進めるなかで地域自治の仕組みづくりを検討します。また、一人ひとりの住民の声を大切にする広報広聴を推進します。

自治会や老人クラブ、女性団体などの地域のコミュニティは地域社会を支える重要な役割を担っており、今後も引き続き各種活動の支援や公民館などの施設の整備・充実に努めます。

住民参加のまちづくりを進めるうえで、NPO・ボランティアの果たす役割はますます重要になっているため、NPO・ボランティアが活動しやすい環境づくりに努めます。

新しいまちづくりを進めていくためには、行財政の基盤を整えるとともに、開かれた行政を推進していくことが必要です。このため、行政情報システムのネットワーク化を推進するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、行政情報の積極的な公開を推進します。



③ 土地利用の方針

新市の総面積は約319.16平方キロメートルで、そのうち約70%が緑豊かな林野で占められており、新市の北西部に位置する湯布院地域を源流とする大分川が東部に向かって流れ、大分市を経て瀬戸内海へ注いでいます。この東西を流れる大分川の流域を中心に町並みが形成されています。

新市は美しい自然景観と多様で豊かな自然環境に恵まれており、庄内地域の1,432ha及び湯布院地域の1,631haが「阿蘇くじゅう国立公園」区域に、また庄内地域の1,371haが「神角寺芹川県立自然公園」区域に指定されています。

新市の耕地面積は総面積の約12%であり、各地域の気候に応じた中山間地農業が営まれています。

都市計画については、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する区域として、挟間地域の2,489ha及び湯布院地域の1,874haにおいて、それぞれ都市計画決定され、用途地域の指定などにより秩序ある効率的な土地利用が進められています。

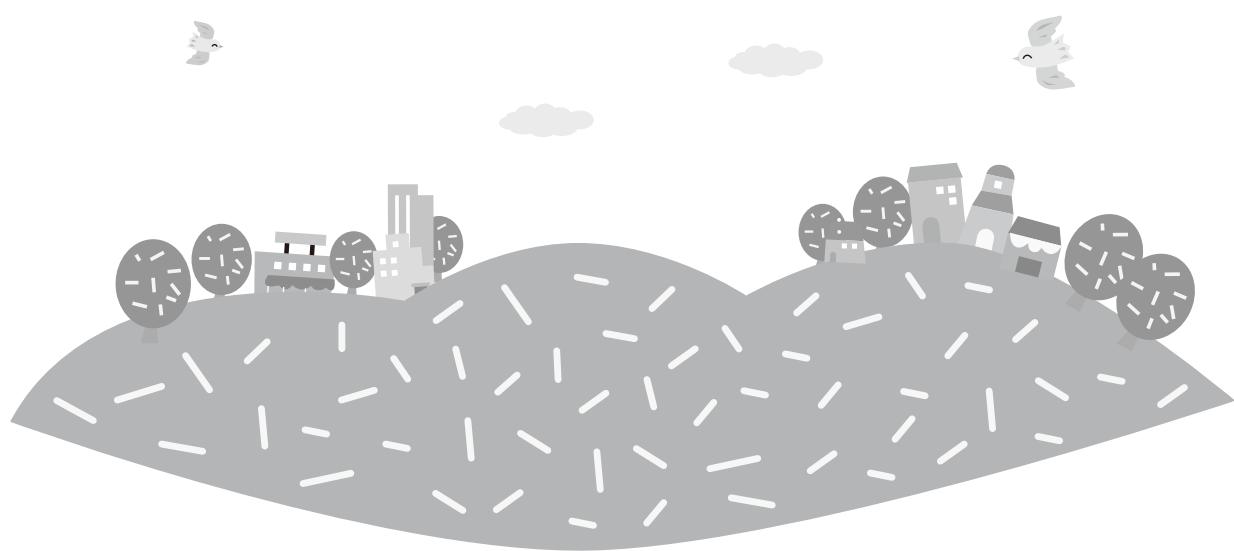
今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮するとともに、都市的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用及び地域の特性や地域住民の生活との調和を図りながら、とりわけ、これまで3町において進められてきたまちづくりの考え方を尊重し、長期的展望に立って、適正かつ合理的な土地利用を推進します。

表4 地目別面積（平成14年）

(単位: ha, %)

総面積	耕地	うち田	林野	うち山林	宅地	その他
31,916	3,841	3,030	22,322	18,771	901	4,853
100.0%	12.0%	9.5%	69.9%	58.8%	2.8%	15.2%

(平成15年版大分県統計年鑑より)



4 地域別整備の方針

(1) 挟間地域

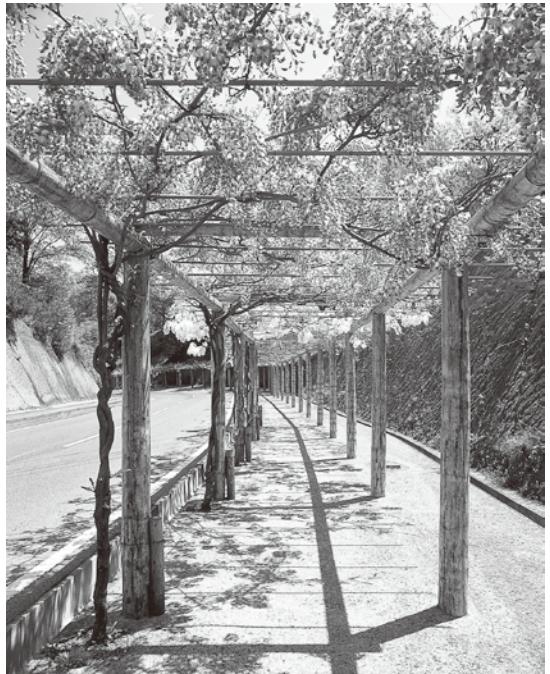
挟間地域は、県都大分市に隣接する新市の東の玄関口であり、都市近郊型農業や商工業の集積地域であるとともに、大分大学医学部を核とした医療と福祉の拠点地域です。

近年は、地理的好条件を背景に、宅地開発や商業地の開発が活発に行われると同時に、幹線道路などの整備が進み、今後も引き続き発展が見込まれます。

その一方、周辺部では農業を中心とした過疎の進行する地域が存在し、豊かな自然環境と農地などの保全が課題となっています。

このため、無秩序な土地開発などによる自然破壊や生活環境の悪化を未然に防ぐとともに、都市近郊の利点を生かした活力ある農業や商工業の振興を図ります。

また、人口増加の続く中心部と、人口減少の続く周辺部との均衡ある発展に配慮し、全域で調和のとれた健康で快適な住みやすい生活環境を確保することを基本に、地域の特性に応じた整備を推進します。



(2) 庄内地域

庄内地域は、地理的に挟間地域と湯布院地域の間に位置しており、黒岳の雄大な自然、その麓で清流を湧出する男池など、美しい自然環境に恵まれた農林業の盛んな地域です。また、伝統芸能「庄内神楽」を文化資源とした神楽の里づくりを展開しており、各種イベントを通じて交流人口の増大を図っています。

近年は、国道210号沿道を中心に商工業の新たな立地も行われていますが、第1次産業を取り巻く情勢が大きく変化するなかで、若者の流出が続き、地域の過疎化が進行しています。

このため、当地域においては、農林業の基盤整備を引き続き推進し、農業では、地域の実情にあった複合経営や農地の集団化、並びに稲作を中心とした集落営農、施設園芸、中山間地を生かした畜産などを促進します。また、林業では、計画的かつ安定的な林業生産活動の推進、生産性の向上などをめざします。

また、豊かな自然環境を保全しながら、快適な生活環境の整備、高齢化に対応した福祉社会の構築、地域特性を生かした地域文化づくりを通じ、住民が満足できる地域づくりを推進します。

(3) 湯布院地域

湯布院地域は、新市で唯一高速道路のインターチェンジを有し、福岡など九州各県との西の玄関口となっています。

由布岳の優れた景観をはじめとする豊かな自然環境や温泉資源などに恵まれ、由布院温泉、湯平温泉及び塚原温泉があり、年間に約400万人が訪れる全国屈指の保養温泉地となっています。商業は、JR由布院駅周辺の3つの商店街を主体に住民の生活を支え、観光と結びついた商業地が金鱗湖周辺（湯の坪街道）を中心に新たに形成されています。また、周辺部では、中山間地域の気候や地勢にあった農業が営まれています。

このようななかで、当地域は、住民が安全で潤いのある豊かな暮らしをできることを大切にし、大規模開発を抑制し、快適な生活環境の整備を進めます。

観光については、住民生活との調和を図りながら、健全な保養温泉地であり続けるよう環境整備に努めます。また、農業や商業などの他産業が観光と密接な結びつきをもって産業全体が発展するよう地域整備を推進します。

第5章 新市の施策（まちづくり計画）

1 育みプロジェクト（教育・文化の充実）

（1）めざすイメージ

新しいまちは、みどり豊かな森林（もり）と深く関わりながら育んできた地域の歴史や伝統文化を子どもたちに継承し、生涯学ぶことのできる教育環境と地域文化を創造します。

（2）主要な施策

● 地域の将来を担う子どもの育成

少子化や地域の過疎化、都市化が進むなかで、子どもたちが豊かな人間性を身につけるとともに、自ら考え自ら判断する力を育成することが必要となっています。このため、子どもたちの潜在能力が十分に伸ばされ、子どもたちが個性豊かに育まれるよう、ソフトとハード両面において教育環境の整備を推進し、特色ある小・中学校づくりを進めます。また、子どもたちが地域の中で住民と触れ合い地域の文化や歴史などを学ぶことができる地域子ども教育を進めます。さらに、小規模学校の役割を見直し、その活用を図ります。

新市に唯一ある県立由布高等学校については、高等学校の魅力をさらに高めるため、関係機関などとの協議を進めます。

● 生涯学習の推進

大きく変化する社会のなかで、豊かで充実した生活を送るために、生涯を通して絶えず新たな知識や技術を習得し、主体的に生きるために必要な資質や能力を培うことが必要になっています。また、時代の変遷にともない価値観が多様化し、住民の生涯学習意欲が高まりを見せています。このため、住民の生涯学習を支援するために、ライフステージに応じた多様な学習の機会の提供に努めます。

● 公民館活動の振興

公民館を地域の生涯学習の拠点と位置づけ、施設・機能の充実、活動の振興に努めます。

● 図書館機能の充実

住民の読書ニーズ、多様な調査・研究ニーズなどに対応するため計画的に蔵書の充実を図るとともに、図書館本館及び分館機能を整備し、コンピュータによる検索・案内サービスを行います。

また、図書館利用の促進を図るため、住民ニーズを把握しつつ移動図書館車事業などの推進に努めます。



●青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、健全な家庭づくりを進めるための各種情報の提供や相談体制の充実、学校・行政・関係団体などが一体となった生徒指導の充実、地域での青少年健全育成ネットワークづくりなどを推進します。

●地域文化の保存・継承と新たな地域文化の創造

文化への人々の期待と関心が高まるなかで、地域には歴史と風土の中で育まれた有形・無形の文化財や伝統芸能・行事、生活習慣や生産活動、食文化、さらには地域住民が主体的に関わり育んできた新しい祭り・イベントなど地域固有の文化が多数あります。

伝統文化を大切に保存し後世に継承するとともに、新たな地域文化の創造に役立てるため、文化活動の支援や情報提供、対外的な情報発信などを積極的に推進します。

●スポーツの普及・振興

住民が生涯にわたって健康で充実した生活が送れるように、ソフト・ハード両面の環境を整備して、幼児から高齢者まで、年齢・体力などに応じた健康スポーツを推進します。また、競技スポーツの振興を図り、競技力の向上をめざします。

●人権施策の総合的な推進

住民一人ひとりの基本的な人権が尊重される地域をめざします。このため「人権教育のための国連10年行動計画」に基づく現行の3町の計画に続く新たな計画を策定し、すべての住民が人権を正しく理解し人権擁護に努める人権教育・啓発など人権施策を総合的に推進します。

●国際化への対応

国際化社会の到来に対応して住民の国際化が求められています。このため、住民レベルでの国際交流の推進に努めます。



【主な事業】

施 策 名	主要事業の概要		
地域の将来を担う 子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園、小学校、中学校及び関連施設の整備・充実 ● 教育方針などの策定 ● 給食センターの整備・充実 ● 通学等補助の充実 ● 児童生徒の健康管理の充実 ● 特色ある学校教育の推進 ● 小学1・2年生30人学級の推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域子ども教育の推進 ● 就学援助の充実 ● 障害児等の就学奨励の充実 ● 高等学校の教育の充実 ● 通学区の見直し 		
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習計画の策定 ● 生涯学習施設の整備・充実 ● 生涯学習機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習活動の支援 ● 各種団体の育成・支援 		
公民館活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 公立公民館施設の整備・充実 ● 自治公民館施設整備・活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 公立公民館活動の推進 		
図書館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 本館及び分館機能の整備・充実 ● 移動図書館車事業などの推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 藏書の充実 		
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報提供と相談体制の充実 ● 健全育成ネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> ● 青少年団体の育成・支援 		
地域文化の保存・継承と 新たな地域文化の創造	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史、民族資料などの保存整備及び活用 ● 文化財、史跡などの保存整備及び活用 ● 地域文化の継承及び振興 <ul style="list-style-type: none"> ● 文化関連施設の整備・充実 ● 芸術文化鑑賞機会の提供 ● 新たな地域文化の創造支援 		
スポーツの普及・振興	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ・レクリエーション関連施設の整備・充実 ● スポーツ・レクリエーション推進団体などの育成 ● スポーツ・レクリエーション活動の推進 ● スポーツ・レクリエーション合宿の誘致 ● スポーツ大会、交流などの推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 競技スポーツの振興 ● 指導者の育成 		
人権施策の総合的な推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育・啓発など人権施策の総合的な推進 		
国際化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際交流の推進 		



2 環境プロジェクト（自然環境の保全と活用）

(1) めざすイメージ

新しいまちは、大分川の清らかな水で結ばれ、美しく深い緑につつまれています。わたしたちは、いのちの循環を育むこの豊かな自然環境を、その恵沢に感謝し、次世代に引き継ぎます。

(2) 主要な施策

●自然環境の保全

新市の豊かな自然環境を後の世代に継承していくために、自然環境の保全に努めます。このため、新市において環境基本計画を策定するとともに、まち全体をあらかじめ森林公園と位置づけて、豊かな自然環境の保全を図ります。

また、特に自然環境や自然景観の優れた地域については森林自然公園として指定することを検討します。

●環境教育・環境学習の推進

子どもから高齢者までが、地域の豊かな自然環境を保全しながら、その中で生活していくことの大切さを学ぶことができるよう環境教育・学習を推進します。

また、住民一人ひとりが環境にやさしい（負荷をかけない）生活を心がけることが環境を保全するうえで重要です。このため、住民の環境保全意識の高揚を図り、主体的なエコライフの推進を支援します。

●大分川の水質保全と生活排水の適正処理

大分川の水質を保全するとともに、衛生的で快適な生活環境を整備するため、生活排水の適正処理を推進することが重要です。このため、市街地や人家が密集した地域においては公共下水道や農業集落排水施設の整備を推進する一方、その周辺部及び山間部などにおいては合併処理浄化槽の設置を促進します。

●ゴミ減量化の推進

自然環境を保全し再生可能な循環型地域社会を構築していくことが重要な課題となっています。このため、リサイクルの推進体制を整備し、廃棄物の再資源化に努めます。また、フリーマーケットなどリサイクル活動の推進や、リサイクル意識の高揚を図ります。

また、廃棄物の収集体制を確立し引き続き処理を行うとともに、廃棄物の減量化や収集体制の強化について検討するなど、適正で効率的な廃棄物の処理を推進します。

●河川環境の整備

新市には、中央を流れる大分川及びその支流があり、地域の豊かな生活文化を支えています。このため河川環境の着実な整備を推進します。

●森林の整備

森林は、水資源の涵養や国土の保全、さらには人々のふれあいとリフレッシュの場など、様々な公益的機能を有しています。このため、森林資源の保護を図るとともに、森林の多面的な機能を活用するために必要な整備を推進します。

【主な事業】

施 策 名	主要事業の概要	
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の策定 ● 環境マネジメントシステムの推進 ● 自然環境保全地域（森林自然公園）の指定 	
環境教育・環境学習の推進	● 環境教育・学習の推進	● 環境保全意識の高揚
大分川の水質保全と生活排水の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道の整備・充実 ● 河川水質の保全 ● 農業集落排水施設の整備・充実 ● 合併処理浄化槽設置（個人設置型及び市町村設置型）の推進 ● 汚水処理施設、汚泥処理施設の整備・充実 	
ゴミ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● リサイクルの促進 ● リサイクル意識の高揚 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な廃棄物処理の推進 ● 生ゴミ処理機の普及促進
河川環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川の保全（堆積土砂の除去など） ● 河川環境の保護（清掃・草刈り） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川などの改修 ● 水辺空間の創造
森林の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林居住環境の整備・充実 ● 原生林の保護 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土の保全 ● 水源地の保全と涵養



③ 安らぎプロジェクト（保健・福祉の充実）

(1) めざすイメージ

新しいまちは、健康にまた安心して暮らせるように保健、医療、福祉の総合的な体制が整った安らぎに満ちたまちづくりをめざします。

(2) 主要な施策

● 健やかに暮らせる保健・医療の推進

住民が心身共に健康で暮らせるよう、大分大学医学部やその他の医療機関、保健福祉施設などと連携を図りながら、乳幼児から高齢者までそれぞれにあった健康診査・健康教育及び疾病・介護予防対策などを進めるとともに、生活習慣病などの早期発見、早期治療の推進に努めます。

また、病気になっても安心して医療が受けられるよう、休日当番医制、救急医療体制、小児救急医療体制、保健医療体制の整備・充実を図ります。

● 健康づくりの推進

生涯を通じて健康な生活を送るためにには、食や運動をはじめとする生活習慣の改善が大切であることから、住民一人ひとりに応じた健康づくりを進めるため、医師、保健師、栄養士などによる相談、教育の充実を図り、地域の特性を生かしながら積極的に健康増進事業を推進します。また、新市内各地に湧出している温泉を活用した健康づくり事業を推進します。さらに、ライフステージに応じた歯科保健事業の推進や心の健康づくりにも積極的に取り組みます。

● 安心して暮らせる高齢者福祉の推進

今後も高齢化の進展が見込まれることから、保健・福祉の拠点施設の整備を検討するとともに、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、福祉・介護支援ネットワークを整備し、福祉・介護事業をきめ細かに実施します。

この一環として、「くるりんバス」（福祉バス）を運行します。

また、生きがい対策として、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、老人クラブ活動の支援、生涯学習活動やボランティア活動の支援などを行います。

● 安心して暮らせる障害者福祉の推進

障害者（児）と健常者が共に安心して暮らせる地域社会の構築をめざしてバリアフリー化を推進します。また、障害者（児）が地域社会の中で生きがいを持って積極的に社会参加できるよう、働く場の確保、スポーツ、文化、レクリエーション活動への参加を促進します。

また、住民、地域福祉団体、民間団体との連携を図り、総合的な障害者福祉を推進します。

● 子育てを支援する児童福祉の推進

近年の急速な少子化の進行は、将来の社会経済に深刻な影響を及ぼすこととして懸念されています。このため、安心して子どもを生み育てられるまちを実現するため、ニーズに対応した保育サービスの充実を図るとともに、子育て相談や情報交換の場を整備し、子どもの成長と子育てを地域で支える意識の醸成を促進します。

また、児童の健全な育成を図るうえでの基本となる児童虐待防止についても関係機関と連携して必要な対策を進めるなど、児童福祉の充実に努めます。

●母子・寡婦・父子福祉の推進

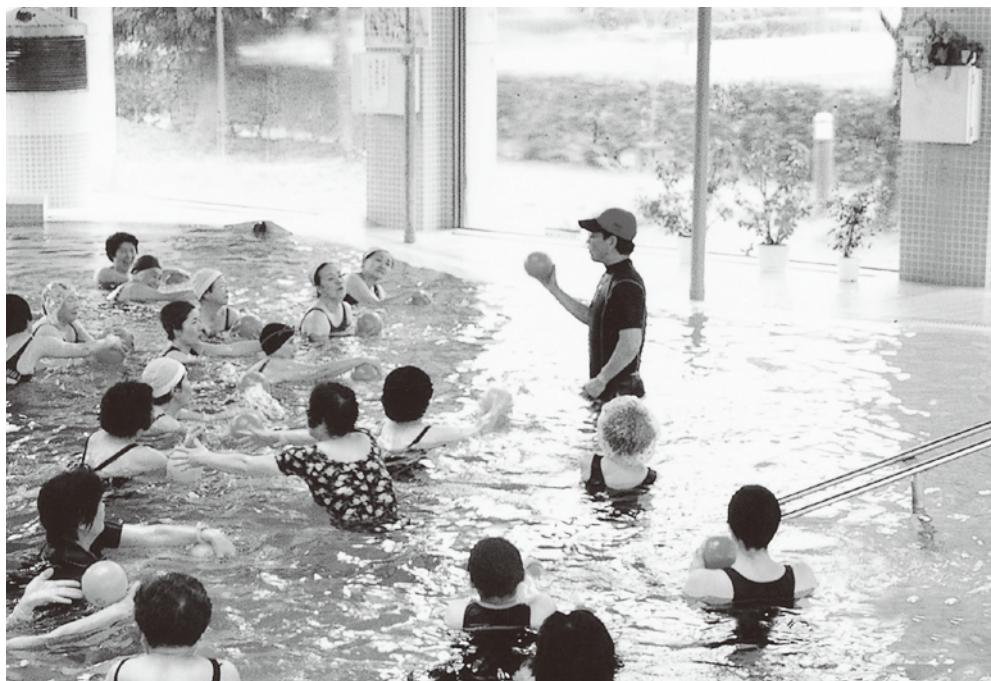
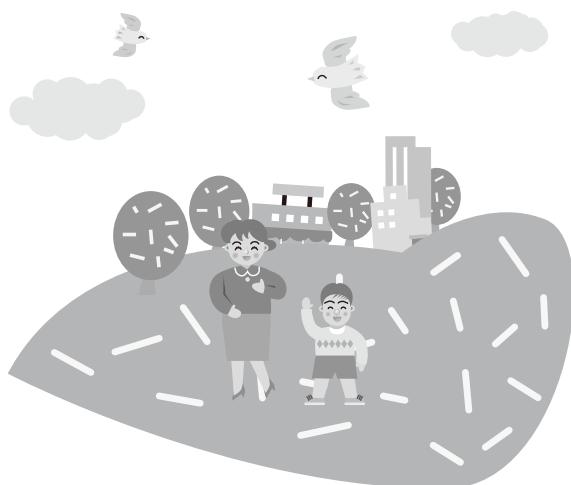
母子家庭、寡婦、父子などひとり親家庭の多くは、生計の維持や子育てと仕事の両立など様々な問題を抱えています。このため、生活の安定を支援するための福祉資金の活用、家事や子育て支援、関係機関との連携による相談体制の充実を図ります。

●地域福祉の推進

少子・高齢化の進行、核家族化、女性の社会進出など社会情勢が大きく変化していくなかで、家庭の介護機能や子育て機能は低下しており、福祉の担い手として地域やボランティアの果たす役割が期待されています。このため、民生委員・児童委員と連携を図りながら、地域において、子どもが健やかに生まれ育ち、高齢者や障害者などが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

●低所得者福祉の推進

低所得者世帯に対しては関係機関と連携し、相談・指導を行うとともに、要保護世帯には必要な支援を行います。



【主な事業】

施 策 名	主要事業の概要	
健やかに暮らせる 保健・医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健の充実 ● 老人保健の充実 ● 健康増進事業の推進 ● 地域医療の充実 ● 精神保健の充実 ● 保健・健康増進施設の整備・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児医療の充実 ● 母子・寡婦家庭医療の充実 ● 感染症対策の充実 ● 救急医療体制の充実 ● 小児救急医療体制の充実 ● 国民健康保険の適正運用
健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関との連携充実 ● 栄養・食生活指導の充実 ● 運動習慣定着化の推進 ● 温泉を活用した健康づくり事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 心の健康づくりの推進 ● 歯科保健事業の推進 ● 健康温泉交流事業の推進 ● 健康温泉館の活用
安心して暮らせる 高齢者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者福祉施設の整備・充実 ● くるりんバス（福祉バス）の運行 ● 介護保険の適正運用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅福祉サービスの充実 ● 高齢者生きがい活動の推進 ● 敬老福祉の充実
安心して暮らせる 障害者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者福祉施設の整備・充実 ● 身体障害者（児）への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害者（児）への支援 ● 精神障害者（児）への支援
子育てを支援する 児童福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援施設の整備・充実 ● 保育事業の充実 ● ママコミュニティ（子育てサークル）の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待防止の推進 ● 児童福祉の充実
母子・寡婦・父子福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談体制の充実 ● 母子・寡婦・父子などひとり親家庭への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉資金の貸付
地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉計画の策定 ● 社会福祉施設の整備・充実 ● バリアフリーの推進 ● 民生委員・児童委員の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤労者福祉の充実 ● ボランティアの育成 ● 社会福祉協議会への支援 ● DVの防止
低所得者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護の実施



4 癒しプロジェクト（観光・交流の促進）

(1) めざすイメージ

新しいまちは、訪れる人も豊かな自然やまちの個性に潤いや安らぎを感じることができるように、ホスピタリティ（もてなしの心）溢れる癒しの里をめざします。

(2) 主要な施策

● 滞在型・循環型観光の推進

地域には豊かな自然や豊富な温泉、自然景観と調和した生活空間、文化財などの観光資源があります。これらを地域の産業と効果的に結びつけることにより、滞在型・循環型観光を推進します。

● 地域イメージの向上

観光施設などへのアクセス道路や駐車場の整備、観光案内板の整備、地域統一ブランドの創出、地域イメージの向上などに取り組みます。

● 地域イベントを活用した観光開発

地域には固有の伝統文化、特色ある祭り・イベントなどがあります。これらの情報を広くPRし、観光や地域の振興に結びつけます。

● グリーンツーリズムの推進

都市と農村との交流を進めることにより、都市部の人たちに自然豊かなこのまちに滞在し、地域の生活文化や人々とのふれあいを通じてリフレッシュする場を提供するとともに、地域住民の就業機会の拡大や所得の向上、地域の活性化などを促進します。

● 緑の空間ゾーンの整備

住民、観光客共に憩いや潤いを感じることができるよう、生活・観光エリアの中に緑の空間ゾーンを整備します。

【主な事業】

施策名	主要事業の概要	
滞在型・循環型観光の推進	<ul style="list-style-type: none">● 観光道路、進入路などの整備・充実● 広域観光ネットワークの構築● 観光協会、その他関係団体への支援	<ul style="list-style-type: none">● 観光関連施設の整備・充実● 観光宣伝の充実● 交通渋滞・混雑の解消
地域イメージの向上	<ul style="list-style-type: none">● 観光駐車場、公園、休憩所、トイレなどの整備・充実● 地域PRの推進● 観光案内板の整備・充実	<ul style="list-style-type: none">● 共同温泉の整備
地域イベントを活用した観光開発	<ul style="list-style-type: none">● 各種イベントの実施及び連携	<ul style="list-style-type: none">● 地域イベントのPR
グリーンツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none">● 都市との交流事業の推進	<ul style="list-style-type: none">● 活動PRの推進
緑の空間ゾーンの整備	<ul style="list-style-type: none">● 公園・緑地など（都市公園及びその他の公園など）の整備・充実	

5 暮らしプロジェクト（生活基盤の整備）

(1) めざすイメージ

新しいまちは、生活基盤を充実させ、自然と共生しつつ、快適な生活環境の中で、住民が豊かな暮らしを送ることができるよう努めます。

(2) 主要な施策

● 快適な生活環境の整備

市民が、美しい自然に囲まれて安心して暮らせる快適な生活環境を確保するとともに、潤いのあるまちづくりを推進します。このため、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず誰もが快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

● 住環境の整備

生活の基礎となる住環境の整備は重要です。このため、公営住宅の整備を計画的に推進するとともに、既存の公営住宅の適正な維持管理を推進します。

また、市街地においては都市計画事業により、また民間宅地開発などにおいては法令に基づく適正な指導によって秩序ある土地利用を進め、良好な住環境の確保を図ります。

● 公園の整備

公園は、子どもから高齢者までが、遊び、憩い、交流する場であり、住民の快適な暮らしを実現するために重要です。このため、公園または公園の機能を有する施設の計画的な整備を推進します。

● 幹線道路網の整備促進

道路は、住民生活と産業活動を支える基本的な基盤であるとともに、都市部や他地域との交流や連携を促進する基盤であり、その整備は地域振興上でも極めて重要です。このため、新市の道路整備計画を策定し、計画的な道路整備を推進します。また、関係機関と連携して国道210号や県道整備を促進します。

● 地域内道路の整備

地域内の生活道路、通勤通学路については、居住環境に配慮しつつ安全性と利便性の向上を図るよう整備を推進します。

● 人にやさしい道路環境の整備

主要道路では歩道と車道の分離を図り歩道や自転車歩行者道路の整備を進めるとともに、段差解消など障害者や社会的弱者に配慮した人にやさしい道路環境の整備を進めます。

また、生活者の視点に立って一部の生活・観光エリアについては、車の乗り入れを制限することなども検討します。

● 交通安全対策の推進

交通事故を防止するため、住民や関係機関が一体となって交通安全思想の普及啓発を進めます。また、交通安全施設の整備を推進し住民が安全に生活できる道路環境の整備を図ります。

●地域情報システムづくり

情報通信基盤の整備は、住民生活の利便の向上、医療・福祉や教育、産業振興、観光振興など多くの分野に深く関わりを持つものです。このため、住民が情報化のメリットを享受できるように、新たな都市基盤として新世代のCATVの整備などを検討します。

●消防・防災体制の確立と国土保全の推進

大分地域消防組合の消防業務を引き継ぎ新市の消防体制を確立します。また、消防団、自主防災組織の活動を支援するとともに、常備消防と一体となった消防力が発揮できる体制の整備を図ります。

また、総合的な地域防災計画を策定し、各種災害に対する防災対策を推進するとともに、住民に対する防災意識の普及啓発を促進し、住民の安全確保に取り組みます。

●救急・救助体制の確立

医療機関との連携強化を図り、救急・救助体制の整備を図ります。

●防犯体制の確立

犯罪や事故を未然に防止するため、住民、行政、警察が一体となり、自主防犯組織の育成など地域ぐるみで地域安全活動を進め、安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。このため、住民の防犯意識の高揚や防犯活動の推進を図るとともに、外灯設置をはじめとした防犯施設・環境の整備に努めます。

●水道施設の整備

安定した水源の確保を図るとともに、水需要へ対応するため上水道、簡易水道などの水道施設の整備を推進します。

●土地利用対策

土地は有用な資源であり、生活・産業活動などの共通の基盤です。土地利用にあたっては自然環境や生活環境との調和、公共の福祉の確保、地域特性への配慮などを図りながら、土地利用計画の策定を行うとともに、土地の適正かつ有効な利用の促進を図ります。



【主な事業】

施策名	主要事業の概要		
快適な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ● 新市まちづくり総合計画の策定 ● 都市計画マスターPLANの策定 ● 都市計画道路の整備促進 ● まち並み環境の整備促進 ● 環境美化運動の推進 		
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅の整備・充実 ● 民間住宅・宅地供給の促進 ● 定住促進対策の推進 ● 土地区画整理事業の推進 		
公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種公園・緑地の整備・充実 		
幹線道路網の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道及び県道の整備促進 ● 道路整備計画の策定 ● 市道・橋梁などの整備・充実 ● 道路環境の整備・充実 		
地域内道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活道路の整備・充実 ● 通学路の整備・充実 ● 道路標識などの整備・充実 		
人にやさしい道路環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩道・自転車歩行者道路の整備・充実 ● 道路の段差解消 ● わかりやすい道路表示 ● 駐輪場の整備・充実 		
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全計画の策定 ● ガードレールなど交通安全施設の整備・充実 ● 交通安全運動の推進 		
地域情報システムづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域インターネットの整備・充実 ● 各種生活関連通信システムの構築 ● G I S (地理情報システム) の整備の検討 ● 情報ネットワークの整備・充実 ● C A T V 施設の整備の検討 		
消防・防災体制の確立と国土保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画の策定 ● 消防及び救急施設・機材の整備・充実 ● 防災情報システムの整備・充実 ● 防災安全施設の整備・充実 ● 防火水槽などの整備・充実 ● 消防団の育成 ● 自主防災組織の育成 ● 防災意識の高揚 ● 急傾斜地崩壊対策の促進 ● 土石流対策の促進 ● 地すべり対策の促進 ● 治山治水対策の促進 ● 治水施設の整備・充実 ● 避難場所の確保 		
救急・救助体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急救助体制の整備・充実 ● 諸機材の整備・充実 		
防犯体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯施設の整備・充実 ● 防犯意識の高揚 		
水道施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道、簡易水道などの整備・充実 ● 取水・利水施設の整備・充実 ● 上水道計画の検討 		
土地利用対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 國土利用計画の策定 ● 効果的な土地利用の推進 		



⑥ 実りプロジェクト（産業の振興）

(1) めざすイメージ

新しいまちは、豊かな農産物の産地であり、都市の暮らしと農村の豊かさを共有します。また、これらの産品の生産と都市と農村が交流するまちをめざします。

(2) 主要な施策

● 農業を支える多様な担い手の育成

青年農業者や女性・高齢者など、地域農業の多様な担い手を確保するとともに、時代の変化に対応できる経営感覚に優れた企業的経営農家を育成します。

● 農業の振興と生産基盤の整備

地域の特色ある農業を振興するため生産活動を支援するとともに、農道や農業用排水路などの生産基盤の整備、農業生産施設の整備を推進します。

平坦地から高冷地においては、恵まれた自然環境を生かしたリレー農業を推進することにより、通年出荷と安定生産を図るとともに、地域の豊かな草資源を生かした畜産の振興を図ります。

また、都市近郊においては、循環型農業を確立するため小規模多品目型農業を推進します。

● 地産地消農業の推進

食に対する健康志向、安全志向に対応し、顔の見える農林産物の流通、地域で生産される産物の地域内消費を進めます。

また、地域の食材の多様性を大事にして地域の食文化を楽しむスローフードを普及させることによって、地域の質の高い素材を提供する小規模生産者を支援します。

● 林業の振興と生産基盤の整備

森林資源の保護育成を図るため、森林組合などと連携し、除間伐、再造林、育林などの作業が適切に行われるよう支援するとともに、椎茸など林産物の生産を図ります。また、林業経営の効率化、安定化のため林業生産基盤の整備を推進します。

● 地場企業の支援・育成

地場の中小企業が経済社会の変化に柔軟に対応できるよう経営合理化や従業員研修などへの支援を行います。

● 企業誘致の推進

雇用の場の拡大と若者の定住を促進するため、企業誘致を推進するとともに、企業誘致のための条件整備に努めます。

● 魅力ある商業・商店街の整備

消費者ニーズの変化や大型店舗の立地に対応するため、魅力ある店舗づくり、商店街づくりを支援します。この一環として地域通貨制度の導入を検討します。

【主な事業】

施 策 名	主要事業の概要	
農業を支える 多様な担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定農業者の育成 ● 農業技術者の育成 ● 青年農業者や女性・高齢者など多様な担い手の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 集落営農組織などの育成
農業の振興と 生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 農道及び農業用用排水施設などの整備促進 ● 肉用牛、豚、鶏などの飼養管理施設の導入 ● 各種融資制度の活用促進 ● 優良品種の導入促進 ● 振興作物の栽培促進 ● 中山間地域対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業生産基盤の整備促進 ● ハウスなど栽培施設の導入 ● 農産加工品の振興 ● 各種団体への支援
地産地消農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地産地消農業の推進 ● スローフードの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ブランドの確立
林業の振興と 生産基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 林業後継者の育成 ● 植林や除間伐の推進 ● 特用林産物の生産支援 ● 有害鳥獣被害の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ● 林道、作業道の整備促進 ● 林業生産基盤の整備促進 ● 各種団体への支援
地場企業の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種貸付制度の実施
企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業立地の条件整備と情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 優良企業の誘致推進
魅力ある商業・商店街の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街活性化対策の推進 ● 駐車場の整備・充実 ● 経営近代化の推進 ● 各種貸付制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き店舗対策の推進 ● 地域通貨制度の導入検討 ● 商工会への支援



7 誇りプロジェクト（住民参加・協働の促進）

(1) めざすイメージ

新しいまちは、このまちで暮らし、まちづくりに参加し、住んで良かったと実感できる誇りのもてるまちを行政と住民のみなさんで築いていきます。

(2) 主要な施策

● 地域連帯感の創出

地域の個性を尊重しつつ、ひとつのまちとしての連帯感を醸成するためのイベントや仕組みづくりを検討します。

● 住民参加のまちづくり

住民が主体的にまちづくりに参加していくことが大切であり、このため住民参加の手段として旧町単位ごとに地域審議会を設置するとともに、地域のことは地域住民自ら考え実践する地域自治の仕組みづくりを検討します。また、一人ひとりの住民の声、各地域の声を大切にする広報広聴活動を進めます。

地域の均衡ある整備を図るため、旧町ごとに地域振興局を設置するとともに、この中に住民に行政情報を提供するため地域情報センターを設置することを検討します。

● コミュニティ活動の推進

従来から自治会などの地域のコミュニティが各種自治活動に取り組んでおり、地域社会を支える重要な役割を担っています。今後も、自治会などの活動支援や公民館などの施設を整備・充実することにより、コミュニティ活動を支援します。

● NPO・ボランティアとの連携

住民参加のまちづくりを進めるうえで、NPO・ボランティアの果たす役割はますます重要になってきます。このため、NPO・ボランティアが関わることのできるまちづくりの分野や領域について検討を進め、活動しやすい環境づくりに努めます。また、NPO・ボランティア活動についての理解と関心を深め、必要な情報の提供や人材育成、ネットワークの構築などを図ります。



●熟年者・高齢者の力を活かせる環境づくり

少子・高齢化社会において、これから地域を支えるうえで、地域社会を知り、各種の生活技能を有する熟年層や高齢者が大きな役割を担うことが期待されます。このため、シルバー人材センターの拡充を促すなど、産業、福祉、生活環境などあらゆる分野において熟年者、高齢者が活躍できる環境づくりを推進します。

●男女共同参画社会の実現

性差による差別や偏見を無くし、お互いの人格を尊重する社会づくりについて意識の高揚を図るとともに、様々な分野について女性が社会参加しやすい環境の整備を進めます。

●まちづくり財政基盤の充実

自主財源の安定確保に努めるとともに、国・県の財政諸制度を効果的に活用するなどにより、まちづくり財政基盤の充実を図ります。また、まちづくりの新たな財源を確保するための方策を検討します。

●行政システムの充実と行政機能の向上

個人情報の保護に留意しながら、行政情報の公開を積極的に推進します。

また、行政機能の強化を図るため、専門職員・専任職員の配置、職員の資質向上のための研修などを進めるとともに、行政の効率化を図るため組織や事務事業の見直しを継続的に実施します。

住民に対する行政サービスの維持・向上を図るため、旧町ごとに庁舎を置くとともに、必要に応じ増改築を行います。



【主な事業】

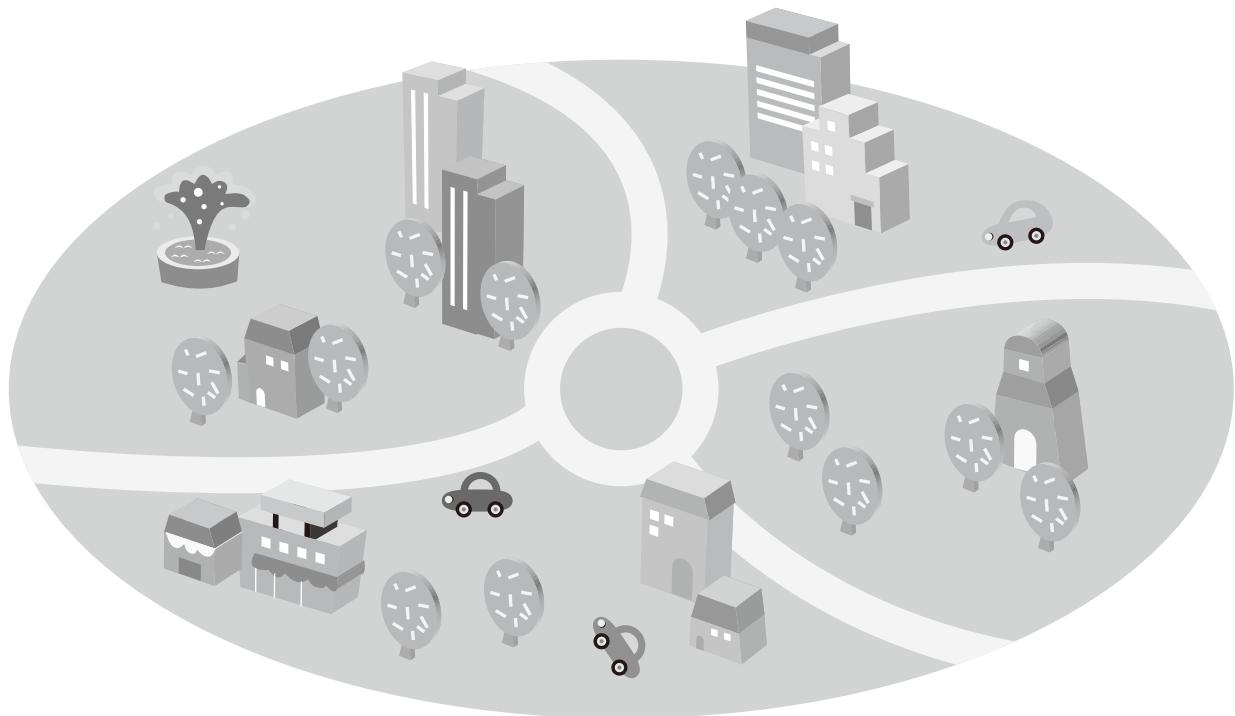
施策名	主要事業の概要	
地域連帯感の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと再発見事業 ● 地域文化の交流 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域振興基金事業
住民参加のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域審議会の設置 ● 広報広聴活動の充実 ● 地域自治の推進、新たな仕組みづくりの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報公開の推進 ● 各種審議会・協議会の充実
コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区集会所の整備・充実 ● 自治会への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● まちづくり団体への支援 ● 定住促進対策の推進
NPO・ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO・ボランティアとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO・ボランティアの育成
熟年者・高齢者の力を活かせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● シルバー人材センターへの支援 ● 熟年者・高齢者の活動の場づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域名人の技の普及伝承
男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画計画の作成 ● 男女共同参画環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女共同参画意識の高揚
まちづくり財政基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主財源の安定的確保 ● 国・県の財政諸制度の活用 ● 重点事業方式の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共用地の確保と有効利用 ● 地域振興基金の設置
行政システム充実と行政機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 行財政改革の推進 ● 行政組織・機構の整備 ● 電算システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子自治体への対応 ● 厅舎などの整備・充実 ● 行政情報ネットワークの整備・充実



第6章 公共施設の適正配置と整備

公共施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情などを考慮しながら、逐次検討・整備していくことを基本とします。

なお、旧役場の庁舎などについては、住民に対する窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化などにより、必要な機能の整備・充実を図ります。



第7章 財政計画（普通会計）

財政計画は、新市の財政運営の指針として、平成18年度から令和7年度までの20年間について普通会計ベースで作成しています。

作成にあたっては、過去の実績や今後の見通し、各町の特性、行財政改革の推進、合併に伴う経費削減や国・県による財政支援措置を考慮しています。

歳入、歳出の算定の主な前提条件などは次のとおりです。

1 歳入

(1) 地方税

地方税については、3町の税率などが同一であることから、現行制度を基本に、過去の実績、今後の経済見通し、各町の地域特性などを踏まえ、算定しています。

(2) 地方譲与税・交付金

地方譲与税・交付金については、過去の実績、今後の経済見通し、各町の地域特性などを踏まえ、算定しています。

(3) 地方交付税

地方交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込むとともに、人口の推移や地方債の償還額に対応する交付税措置を見込んでいます。

また、新市が新たに設置する福祉事務所経費及び新たに所掌する生活保護費の交付税措置を見込んでいます。

(4) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、過去の実績を踏まえるとともに、合併による財政支援措置及び生活保護費に係る国庫支出金の増額を見込んでいます。

(5) 地方債

地方債については、投資的経費との連動を考慮し合併特例債、通常債を見込むとともに、過去の実績を踏まえ臨時財政対策債、減税補てん債を算定しています。



2 歳出

(1) 人件費

人件費については、一般職員の削減及び特別職、議会議員、行政委員などの減員による経費の減を見込んでいます。

(2) 扶助費

扶助費については、過去の実績を踏まえ算定するとともに、新たに新市の所掌事務となる生活保護費を見込んでいます。

(3) 公債費

公債費については、既借入分についてはその償還計画に依るとともに、今後借入分については、投資的経費との連動を考慮し新たな地方債に係る償還見込額を算定しています。

(4) 物件費

物件費については、合併直後の臨時的な増加を見込むとともに、合併に伴う経費の節減を考慮しながら、類似団体の状況なども踏まえ、算定しています。

(5) 補助費等

補助費等については、過去の実績を考慮しながら今後の見通しを踏まえ、算定しています。

(6) 繰出金

繰出金については、過去の実績を考慮しながら、事務事業の今後の見通しを踏まえ、算定しています。

(7) 投資的経費

投資的経費については、合併特例債を活用し新たなまちづくりのための事業費を見込むとともに、将来の財政運営に配慮し算定しています。



1 歳入

(単位：百万円)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 地 方 税	3,954	3,919	3,941	3,961	3,918	3,972	4,044	4,023	4,006	4,006	3,932	3,921	3,906	3,844	3,696
2 地方譲与税	226	211	201	191	200	198	201	203	218	198	198	198	198	198	198
3 交 付 金	484	455	459	516	784	703	761	772	822	832	832	832	832	832	832
4 地方交付税	5,763	5,851	5,809	5,673	5,751	5,972	5,667	5,597	5,709	5,748	5,559	5,531	5,503	5,476	5,476
5 国庫支出金	2,303	2,217	2,040	2,510	2,539	3,004	2,637	2,675	2,528	2,549	2,786	2,661	2,452	2,451	2,451
6 県支出金	1,332	1,273	1,503	1,434	1,504	1,700	1,835	1,726	1,760	1,766	1,645	1,601	1,559	1,520	1,520
7 繰 入 金	37	24	4	298	9	1,202	861	529	74	76	81	350	417	436	584
8 繰 越 金	516	414	543	459	536	499	1,098	620	313	21					
9 地 方 債	1,930	1,825	2,463	2,908	3,761	2,125	1,672	2,219	2,150	2,428	1,662	2,116	1,099	1,510	1,510
10 その他歳入	850	828	1,005	991	845	714	718	793	813	786	787	787	788	788	788
歳 入 合 計	17,396	17,018	17,968	18,941	19,846	20,089	19,493	19,157	18,393	18,410	17,482	17,997	16,754	17,055	17,055

2 歳出

(単位：百万円)

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1 人 件 費	3,409	3,314	3,199	3,280	2,960	2,918	2,946	2,965	2,927	3,325	3,341	3,316	3,340	3,319	3,319
2 扶 助 費	2,992	3,180	3,267	3,503	3,618	3,736	3,824	3,864	4,043	4,043	3,989	3,984	3,980	3,975	3,975
3 公 債 費	1,821	1,868	1,853	1,889	1,965	2,173	2,265	2,277	2,287	2,344	2,422	2,466	2,449	2,368	2,368
4 物 件 費	1,951	1,839	1,779	1,889	1,963	2,057	2,146	2,082	2,133	1,804	1,824	1,795	1,771	1,763	1,763
5 補 助 費 等	1,361	1,277	1,326	1,582	1,634	1,827	1,627	1,610	1,552	1,574	1,293	1,277	1,259	1,239	1,239
6 繰 出 金	1,982	1,892	1,857	1,895	1,929	1,822	1,820	1,868	1,800	1,717	1,738	1,733	1,728	1,721	1,721
7 積 立 金	221	43	361	9	71	120	182	85	330	233					
8 投資的経費	2,880	2,567	3,471	3,948	4,627	3,860	3,625	3,576	3,079	321	2,715	3,266	2,067	2,511	2,511
9 その他歳出	43	83	65	70	262	59	67	56	199	159	160	160	160	159	159
歳 出 合 計	16,660	16,063	17,179	18,065	19,027	18,571	18,503	18,383	18,350	18,410	17,482	17,997	16,754	17,055	17,055

注) 各数値の百万円未満を四捨五入して百万円単位で表示しているため、合計値が合わない場合があります。

1 歳入

地方税	● 地方税法の定めるところによって地方公共団体が賦課・徴収できる税。固定資産税、市町村民税、軽自動車税、町タバコ税など。
地方譲与税	● 国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税など。
交付金	● 国や県が徴収した税の一部から地方公共団体が行政サービスを行う上で必要な財源を補うために交付されるもの。地方消費税交付金、ゴルフ利用税交付金など。
地方交付税	● 地方公共団体間の財源の均衡化を図り、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための国から交付されるもの。 普通交付税と特別交付税に分かれている。
国庫支出金 県支出金	● 地方公共団体が行う事業に対し、その財源の一部として国や県から使い道を特定されて交付される補助金など。
地方債	● 地方公共団体が建設事業などの財源に充てるため、国などから借りるお金。

2 歳出

人件費	● 特別職（市町村長・副市長村長・議員・各種委員）、非常勤職員の報酬のほかに、職員などの給与・諸手当がこれに該当する。
扶助費	● 高齢者、児童、心身障害者などに対して行っている様々な扶助（援助）に要する経費。
公債費	● 地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金など。
物件費	● 地方公共団体が支出する消費的性質を持つ経費の総称。賃金、旅費、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料など。
補助費等	● 各種団体に対する助成金や一部事務組合等への負担金など。
繰出金	● 一般会計と特別会計（国民健康保険、農業集落排水、上水道など）の間で、歳入の不足を補うため支出される経費。
積立金	● 地方自治法の規定に基づき、特定の目的のために設けられた基金などに積み立てるための経費。
投資的経費	● 道路、橋りょう、学校、住宅、公園など公共事業に係る経費。

参考資料 用語説明

C A T V (Community Antenna TeleVision)

ケーブルテレビ。テレビの有線放送サービス。地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発されたもので、地域の情報を発信する手段としても利用されている。

D V (Domestic Violence)

家庭内暴力。主に、配偶者からの暴力という意味で使われる。

G I S (Geographical Information System)

地理情報システム。デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。

N P O (Non-Profit Organization)

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。民間非営利活動組織。

P R (Public Relations)

官公庁や各種団体がその事業内容や施策などについて、また、会社が商品などについて、人々に理解してもらうために広く知らせること。宣伝。

あ 行

アクセス道路

目的地へ行くための道路。

依存財源

国・県支出金、地方交付税など、国や県により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源のこと。

イメージ

他人に与える印象や世間の評判。

イベント

行事。催し。

インターチェンジ

- (1) 一般に、高速道路の出入り口の称。
- (2) 複数の道路を相互に連絡するための連結路を備えた立体交差部分。

エコライフ

限りある資源の有効利用やごみの減量化・再資源化などに努める、環境にやさしい（負荷の少ない）生活。

エリア

区域。地帯。領域。

か 行

合併処理浄化槽

水洗トイレからの汚水（し尿）や、台所、ふろ場などからの排水（生活雑排水）を、微生物の働きなどをを利用して浄化し放流するための施設。

環境マネジメントシステム

企業や自治体など事業者自らが、事業活動に伴う環境への影響を把握し、環境方針や目標、行動計画を定め、責任体制を明確にし、目標の達成状況や計画の実施状況を点検し、仕組みや取組を見直し、継続的に環境への負荷の低減を図っていく仕組み。

協働

住民・行政・企業などの複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、地域課題など共通の目的に向けて、連携・協力すること。

グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

公益的機能（森林・農地）

保水・渴水緩和・水質浄化などの水源涵養機能、土砂崩壊防止・土砂流出防止などの国土保全機能、二酸化炭素吸収・酸素放出などの環境保全機能、人々の癒しの場としての保健休養機能など。

公共下水道

主に市街地の汚水を下水管に集め終末処理場で浄化処理したのち河川などへ流すために地方公共団体が管理する下水道。

国庫補助負担金制度の見直し

国・地方財政の三位一体の改革の一環として、本来地方の責任で行うべき事業への国庫補助負担金の廃止・縮減等の改革を進める一方、統合補助金の拡充などにより地方の裁量を高める方向での改革が推進されている。

国勢調査

我が国の人口及び世帯の実態を把握して、各種施策の基礎資料を得るとともに結果を広く一般の利用に供することを目的として、5年ごとに実施されている国のも基本的かつ規模の大きな統計調査。直近の国勢調査は平成12年10月1日実施。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。

さ 行

在宅福祉サービス

日常生活を営むのに支障がある高齢者や障害者の在宅生活を支援するために行われるホームヘルパー派遣や訪問入浴サービスなどの自宅で行う福祉サービス。

自主財源

地方公共団体が自ら徴収又は収納できる財源のことで、地方税、使用料、手数料、寄附金、財産収入、繰入金、諸収入、繰越金などがある。

自主防災組織

住民が地域ごとに団結して、まちぐるみで防災活動を行うための集まり。

集落営農

一定地域の農家が、土地の利用調整を行い、機械を共同利用しつつ、それぞれの能力を生かして、集落全体で効率的な農業経営を行うこと。

循環型地域社会

環境への負荷の大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる経済社会のあり方。物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない、循環型の地域社会。

循環型農業

家畜排せつ物や一般家庭から出る生ゴミなど有機性資源の堆肥化を通じて生産者と消費者をつなぐ、農業と環境が調和する持続的な生産方式。

シルバー人材センター

高齢者が働くことを通じて社会に参加し生きがいを感じることができるよう、それぞれの知識、技能、経験などを生かせる仕事を、一般家庭や企業、公共団体などから受注し、会員の能力、希望に応じて仕事を提供する公益法人。

小規模多品目型農業

大規模農業の推進に制約がある中山間地域において、地域の農業を担っている女性や高齢者が行うことのできる少量で多品目の農業経営。地域で一定量を確保することにより市場や産直市への出荷が可能となる。

人権教育のための国連10年行動計画

国連は1995年（平成7年）～2004年（平成16年）を「人権教育のための国連10年」と定め行動計画を発表し、加盟国の取組を求めた。人権問題の類型化や政府職員の教育強化、教育手法の多様化などが特色。日本政府も行動計画を定め、地方自治体も取り組んでいる。

スローフード

ファーストフードに対する言葉で、味の均質化の波に流されず、自分の価値観や周りの自然や家族たちと過ごす時間を大切にして、食材や味の多様性を楽しむ食生活のスタイルのこと。スローフード運動として、

- (1)郷土料理や質の高い食品を守ること
- (2)質の高い素材を提供してくれる生産者を守っていくこと
- (3)子どもたちを含めた消費者全体に味の教育（食育）を進めていくこと、などが取り組まれている。

生活習慣病

健全な生活習慣を確立することにより、発生を予防することが可能とされる疾病の総称。脳卒中、心臓病、がん、糖尿病、肝疾患、胃潰瘍、骨粗しょう症、歯周病など。成人病の発病が低年齢化したことから、これに代わる言葉として使われるようになった。

税源移譲

国・地方財政の三位一体の改革の一環として、地方が手掛ける事業に必要な税源を国から移すこと。地方行政の裁量を拡大するとともに地方財政の自立を促すのが狙い。

ソフト

ソフト事業。イベント、調査研究、その他の非建設事業の総称。

ゾーン

地帯。区域。範囲。

た 行

第1次産業

農業、林業、水産業をいう。

第2次産業

鉱業、建設業、製造業をいう。

第3次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務をいう。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会。

地域インターネット

地域の教育、行政、福祉、医療、防災などの高度化を図るため、インターネットの技術で築く地域の高速通信網。

地域審議会

合併後の地域住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前の旧町区域を単位として設置する新市の附属機関。

地域通貨制度

限られた地域やコミュニティの中で、お互いにものやサービスのやり取りをするときにのみ使われる独自の交換手段を用いる取組。

地産地消

地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方。

地方交付税制度

地方団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するという見地から、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を、一定の基準によって地方団体に再配分する制度。

中山間地

平野の周辺部から山間部に至る、まとまった耕地が少ない地域。

電子自治体

住民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を図るためにインターネットをはじめとした情報通信ネットワークやIT（情報技術）を活用した地方公共団体の行政運営を行うこと。

特用林産物

主に森林原野において産出される林産物のうち、木材を除く品目（食用きのこ、たけのこ、天然樹脂、薬用植物、木炭など）の総称。

都市近郊型農業

消費地である都市部の消費者ニーズに即応した作目の導入など、地理的有利性を生かした農業経営。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地を交換し、道路・公園などの公共施設の整備改善を行い、宅地を利用しやすくすることを目的とした土地の区画変更や公共施設の整備に関する事業。

な 行

ニーズ

需要。要望。

ネットワーク

網目状組織。連絡（情報）網。

農業集落排水施設

農業用排水の水質保全と農村の生活環境の改善を図っていくことを目的に、農林水産省の補助制度によって整備されるし尿、生活雑排水などの汚水を処理するための施設。

は 行

ハード

ハード事業。土木建築工事などの建設事業、備品整備事業などの総称。

バリアフリー

高齢者や障害者が利用しやすいよう狭い通路や段差などを解消したり、手すりをつけたりするなど、高齢者や障害者がその身体的ハンディゆえに生活または行動しにくい状態を解消すること。

福祉バス

高齢者や障害者が、通院や買い物をはじめ、様々な社会活動に参加できるよう、地方公共団体などがバスを運行するサービス。

ブランド

商標。銘柄。会社・商品・サービスなどについて他と明確に差別化できる個性（イメージ・信頼感・高級感など）。

フリーマーケット

不要品や手作り品を持ち寄り、安い値段で売ったり交換したりする市。

プロジェクト

研究課題。実施計画。

分権型社会

地域のことを、住民参加のもと地域自らの責任において主体的に決定し、まちづくりを進めていく社会。

ホスピタリティ

訪れた人を優しく迎え入れもてなすこと。もてなしの心遣い。

保養温泉地

温泉の効能、湧出量及び温度が一定の水準にあって温泉利用の効果が十分あり、人々が心身をリフレッシュするともに健康の増進を図ることが期待される健全な温泉地。

ボランティア

自由意志をもって社会事業活動、災害時の救援活動などに無報酬で参加すること。また、参加する人。

ま 行

マスタープラン

全体の基本となる方針や計画。基本計画。

ママコミュニティ

子育てに関わる親などが自発的に活動するサークル。

メリット

利点。長所。ある物事を行なって生じる利益。

や 行

ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者などの区別なしに、はじめからすべての人が使いやすいうように製品・建物・環境・まちづくりなどをデザインすること。バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。

用途地域

無秩序な市街地の形成を防止し、合理的な土地利用、良好な都市環境などを確保するため、区域を区分し、その区域ごとの性格、機能に応じた建築物の用途、形態などを規制する制度。

ら 行

ライフスタイル

個人や集団の生き方、暮らし方。単なる生活様式を超えてその人のアイデンティティー（自己を確認する確固たる自意識、自己同一性）を示す際に用いられる。

ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

リサイクル

資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。

リレー農業

花き栽培などで実施されている形態で、気象などの有利な立地条件を最大限に利用して、栽培過程の一部分を分業することにより、栽培期間の短縮・コストの低減などによって経営合理化を図ろうとする農業。

リフレッシュ

清新にすること。元気を回復すること。

新市 まちづくり 計画



由
布
市